

岐阜県公報

令和二年七月二十一日 (火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

公 示

(治 山 課) 三九一五
(入 事 課) 三九七

(高山土木事務所) 三九七

岐阜県告示第二百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 筆

落札者等に関する公示

保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字門洞一四七一、一四八五の三八、一四八五の六八から一四八五の七〇まで、一四八五の八五、一四八五の八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、折伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第一二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的**土砂の流出の防備****三 指定施業要件****(一) 立木の伐採の方法**

1 主伐は、折伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百一號

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十四號

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

(二) 木木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」せ、省略し、後の関係書類を岐阜県林政部河川課及び田中役場に 備え置いて鑑覽せよ。)
○換札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第 四十一号）第十一条の規定による、次のとおり換札者等として公示する。
令和二年七月四日十一日

岐阜県知事 井 田 譲
七 二 一 般 如既会議區
1 購入物品及び数量 除雪ドーザ (14t) 2台
2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
3 入札公告を行った日 令和2年5月11日
4 落札者を決定した日 令和2年6月22日
5 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町七丁目452番地1 新興自動車株式会社 代表取締役 井口 大輔
6 落札金額 36,916,000円
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県高山水土木事務所総務課管理調整係 (2) 所 在 地 高山市上岡本町7丁目468番地

岐阜県知事 井 田 譲
岐阜県事務決裁規程の一部を改定する命令
岐阜県事務決裁規程（昭和四十二年岐阜県知事令第十九号）の一部を次のとおり改定す る。
別表第三家畜防疫対策課の表三〇の標題「岐阜県事務決算の標第一〇号」、「改び回条第一項」を 「回条第一項」に改め、「但し」の下に「改び回条第一項の規定による公表」を記し、 回欄中第六項を第七項として、回欄の前に次の一項を記べ。
6 法第十二十回条の二第一項の規定による廃止、回条第一項の規定による命令及び回 表第三項の規定による公表
附 則
IJの譲り受け、令和二年七月四日十一日からの施行とする。

令和二年七月二十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社